

# 財団法人 日本産業技能教習協会

## 役員報酬規程

### (総則)

第1条 寄附行為第20条第3号に基づき、常勤役員の報酬は、この規程の定めるところによる。

### (俸給)

第2条 役員の報酬のうち、俸給の月額は次のとおりとする。

- |          |                                     |
|----------|-------------------------------------|
| (1) 理事長  | 200,000円から600,000円までの範囲内で理事長が別に定める額 |
| (2) 専務理事 | 100,000円から400,000円までの範囲内で理事長が別に定める額 |
| (3) 常務理事 | 60,000円から300,000円までの範囲内で理事長が別に定める額  |
| (4) 理事   | 30,000円から150,000円までの範囲内で理事長が別に定める額  |
| (5) 監事   | 30,000円から200,000円までの範囲内で理事長が別に定める額  |

### (俸給以外の手当)

第3条 役員が通常業務の他に協会職員業務(講師、部長、課長職)を兼務する場合は、給与規程の規定に準じて以下の諸手当を支給する。

- (1) 役付手当
- (2) 資格手当
- (3) 職務手当

### (特殊作業手当)

第4条 車両系建設機械の実技講習をともなう講師を務める役員は、特殊作業手当として100,000円を支給する。

( 通勤手当 )

第5条 公共交通機関を利用して通勤する役員に対しては、交通費の実費を全額支給する。

( 俸給の改訂 )

第6条 役員の俸給は、定期昇給は行なわない。ただし職員給与の金額改訂にともなって不均衡が生じたときは、俸給の改訂を行なう。

( 減額措置 )

第7条 財政状況その他必要に応じ、俸給の減額措置を講じることがある。

( 支払日・支払方法 )

第8条 役員の俸給は、毎月20日に本人の指定する銀行口座に振込むことによって支払う。

( 控除 )

第9条 毎月の支払いにあたり、次のものを控除する。

- ( 1 ) 所得税、住民税
- ( 2 ) 社会保険料
- ( 3 ) その他必要なもの

( 期末特別手当 )

第10条 期末特別手当は、財政状況に応じ支給する。

( 支給額 )

第11条 期末特別手当の支給額は、役員の報酬月額0.3ヶ月から1.5ヶ月分の範囲内で理事長が別に定める額とする。

(減額・不支給)

第12条 期末特別手当の支給は、財政状況を考慮し支給額を減額し、または不支給とすることがある。

(支払日)

第13条 期末手当の支払日は、その都度決定する。

(付則)

一 この規程は、平成16年3月31日から施行する。

# 財団法人 日本産業技能教習協会 役員退職金規程

( 総則 )

第1条 この規程は、役員退職金の支給基準について定める。

( 適用範囲 )

第2条 この規程は、常勤の役員に適用する。

( 算定基準 )

第3条 退職金の算定基準は、次のとおりとする。

$$\text{退職金} = \text{退職時俸給の月額} \times \text{在任年数別支給率} \times \text{在任月数}$$

( 在任年数別支給率 )

第4条 前条において、在任年数別支給率は、次の区分による。

- |                     |         |    |
|---------------------|---------|----|
| ( 1 ) 在任年数6年以内      | 在任年数支給率 | 3% |
| ( 2 ) 在任年数6年以上15年以内 | 在任年数支給率 | 4% |
| ( 3 ) 在任年数15年以上     | 在任年数支給率 | 5% |

( 在任年数の計算 )

第5条 在任年数は、役員への就任の月から起算し、退任の月迄とする。

( 減額・不支給 )

第6条 退職役員のうち、在任中に重大な損害を与えた者に対しては、退職金の基準額を減額し、または支給しないことがある。

( 支給時期 )

第7条 退職金は、業務の引継ぎを完全に終了させた日から2ヶ月以内に一時金として支給する。

( 死亡のときの取り扱い )

第8条 役員が死亡したときは、退職金はその遺族に対して支給する。

( 付則 )

一 この規程は、平成16年3月31日から施行する。